

総合事業給付に関する事項

区分	介護予防相当サービス (総合事業)		
訪問 A 2	<p>○ 1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>週 1 回程度 月 4 回以上の場合</p> <p>週 2 回程度 月 8 回以上の場合</p> <p>週 2 回以上 月 12 回以上の場合</p> <p>週 2 回以上は、要支援 2 の認定者と事業対象者のみ</p>	<p><u>267</u> 単位 / 回 (IV)</p> <p><u>1,172</u> 単位 / 月 (I)</p> <p><u>271</u> 単位 / 回 (V)</p> <p><u>2,342</u> 単位 / 月 (II)</p> <p><u>286</u> 単位 / 回 (VI)</p> <p><u>3,715</u> 単位 / 月 (III)</p>	<p>週の利用回数の振り分けは介護予防ケアマネジメントによる。 基本は包括単位を使用し、利用回数が少ない場合、他のサービスと組み合わせた場合に1回単位を使用する。</p>
通所 A 6	<p>○ 1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>要支援 1 ・ 事業対象者 (週 1 回程度) 月 4 回以上の場合</p> <p>要支援 2 ・ 事業対象者 (週 2 回程度) 月 8 回以上の場合</p>	<p><u>380</u> 単位 / 回 (III)</p> <p><u>1,655</u> 単位 / 月 (I)</p> <p><u>391</u> 単位 / 回 (IV)</p> <p><u>3,393</u> 単位 / 月 (II)</p>	<p>※ただし、包括単位利用者が月の途中で の事業の開始や区分の変更等の事由が生じた場合には、日割単位を使用する。</p>

区分	報酬算定の例
訪問 A 2	<p>(例1)週に1回程度の利用者に対し、1か月に3回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>267</u>単位×3回=<u>801</u>単位 を使用 (包括単位 <u>1,172</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例2)週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>1,172</u>単位を使用 (1回単位 <u>267</u>単位×4回=<u>1,068</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例3)週に2回程度の利用者に対し、1か月に7回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>271</u>単位×7回=<u>1,897</u>単位 を使用 (包括単位 <u>2,342</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例4)週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>2,342</u>単位 を使用 (1回単位 <u>271</u>単位×8回=<u>2,168</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例5)週に1回程度の利用者で、1か月に4回サービス提供の予定であったが、体調不良により月に2回の提供となった ⇒1回単位 <u>267</u>単位×2回=<u>534</u>単位 を使用 (提供予定の包括単位 <u>1,172</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例6)週に2回程度の利用者が、月の途中(該当月に5回利用、20日付)で介護の認定となった。 ⇒1回単位 <u>271</u>単位×5回=<u>1,355</u>単位 を使用 (提供予定の包括単位 <u>2,342</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例7)週に1回程度の利用者に対し、緩和した基準の訪問型サービスAのサービスを併せてケアマネジメントした。 ⇒1回単位 <u>267</u>単位×利用回数+緩和した基準の訪問型サービスAの単位×利用回数 (包括単位 <u>1,172</u>単位 は使用しない)</p>
通所 A 6	<p>(例1)要支援1程度の利用者に対し、1か月に3回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>380</u>単位×3回=<u>1,140</u>単位を使用 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例2)要支援1程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>1,655</u>単位 を使用 (1回単位 <u>380</u>単位×4回=<u>1,520</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例3)要支援2程度の利用者に対し、1か月に7回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>391</u>単位×7回=<u>2,737</u>単位 (包括単位 <u>3,393</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例4)要支援2程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>3,393</u>単位 を使用 (1回単位 <u>391</u>単位×8回=<u>3,128</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例5)要支援2程度の利用者で、1か月に9回サービス提供の予定であったが、家族の都合により月に6回の提供となった ⇒1回単位 <u>391</u>単位×6回=<u>2,346</u>単位 を使用 (提供予定の包括単位 <u>3,393</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例6)要支援1程度の事業対象者が月の途中から利用を開始した(該当月に2回利用、15日付契約)。 ⇒1回単位 <u>380</u>単位×2回=<u>760</u>単位 を使用 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例7)要支援1程度の利用者に対し、緩和した基準の通所型サービスAのサービスを併せてケアマネジメントした。 ⇒1回単位 <u>380</u>単位×利用回数+緩和した基準の通所型サービスAの単位×利用回数 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例8)要支援1程度の利用者が1か月に4回サービスを利用する間、ショートステイを5日間(4泊5日)利用した。 ⇒日割単位 <u>54</u>単位×(30日-5日)+ショートステイの単位×5日 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p>